

一、争議中百十六名の解雇者に對しては解雇手當最前額の八割に相當する二  
方一ヶ月を家族の救済金として支出すること  
二、復職する職工に對しては此際各人の日給十日分を支出しその半額は給與  
し半額は月賦償還すること  
三、今後の能率増進を認めたる時は適宜昇給せしむること  
四、解雇者は普通解雇として一般より認めらるるやう取計ふこと  
等が含まれて居る右にて五月十四日嘆願書の形式により端を發してから四日に  
至んとする大争議は茲に漸く解決を告げたもので廿二日は公休日なるを以て廿  
三日より入場就業する筈。

争議解決で喜色漂ふ土生と三庄所 争議損害

約七十万円

因島の争議は解決したが結果は職工側に報いられる所が少いので悲憤する  
者もあるが大多数は鬼に甬出勤することを喜んでゐる模様で土生及び三庄所  
は廿二日喜色漂ひ解決の誌で持ち切つてゐる。工場では廿三日から入場するも、午前中諸  
機械の身入迄なほ休業中。尚現在には修繕船が一隻もないので修繕船の入  
るまで休業し休業中は日給三分五厘を支給する。七職工と協調した尚解決し  
同時に警備隊は刻揚げ準備中。着手して廿三日には別揚中。尚同法官忠  
の活動も争議団幹部数名を冷状監視行も一段落を告げた。因に今回の争  
議で工場側の損害は五十萬圓、争議団の損害十餘萬圓と觀測されてゐる。又  
三庄工場側争議団支部では二十三日朝代表者から解決願求を報告したが解雇  
職工中提案が不報であるとして中止して在留職工との間に多少啜み合をした。

六月二十三日 大阪朝日新聞記事

因島俄に解決 無條件で復職す

大阪鉄工所因島三庄工場の争議は廿日争議団本部の中心人物が悉く收容され  
たので争議団の結束は瓦解し罷工職工は吾も吾もと無條件復職を希望